

No.127
2013.10.29
(平成 25 年)

あつぎ

支部だより

あいかわ あつぎ あやせ えびな きよかわ ざま やまと

もくじ

- 1 ～ 2・・・全国労働衛生週間県央地区推進大会
- 3 ～ 4・・・署からのお知らせ
- 5・・・逍遙・講演会
- 6・・・健康だより
- 7・・・平塚・小田原支部開催講習会案内
- 8・・・ディスカバリーあつぎ
支部からのお知らせ

発行：(公社)神奈川労働安全衛生協会厚木支部
編集：広報部会

E-mail : info@arkk-kanagawa.com
<http://www.arkk-kanagawa.com>

〒243-0014 厚木市旭町 2-2-26
TEL(046)228-6660

『健康管理 進める 広げる 職場から』

平成25年度 全国労働衛生週間県央地区推進大会開催される

9月12日(木)厚木市文化会館小ホールにおいて、労働災害防止協会4団体共催、厚木労働基準監督署後援のもと、全国労働衛生週間県央地区推進大会が会員事業所から多数の参加を得て盛大に開催されました。

推進大会では、最初に建設業労働災害防止協会神奈川支部厚木分会 井上会長より開会の辞を頂き、第一部の幕が開きました。

主催者を代表して挨拶した見目支部長は「2020年夏季オリンピックの開催が56年ぶりに東京に決定というホットな話題から始まり、今年の全国労働衛生



週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させると共に、各事業所における自主的な労働衛生管理活動を通じて、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図ることを目的にして、昭和25年に第1回大会を開催して以来、今年で64回目を迎えることになりました。

今年のスローガンは『健康管理 進める 広げる 職場から』です。このスローガンのもと、本日の推進大会を契機として、事業場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフ、労働者、各々が立場において、労働

者の心とからだの健康の維持、増進が確保できる職場づくりに取組んで、更なる改善をお願い致します。

最後にこの大会が、この県央地区のみならず、広く労働衛生管理の成果に確実に結びつくことを祈念いたします」と述べられました。

続いて厚木労働基準監督署 酒井署長より、労働衛生の歴史を紐解いて頂きました。「今年の6月、全国安全週間県央地区推進大会で話したように、産業安全週間は昭和3年に第1回全国大会が開催されました。その時のスローガンは『一致協力して怪我や病気を追払ひませう』です。このスローガンは、産業安全のみならず、労働衛生の必要性に言及された先人たちの先見性に敬意を表したいと思います。



第1回の全国産業安全週間が開催された昭和3年に、日本の国民病と言われた肺結核による死亡者数は、年間12万人に達していました。この問題が社会を通じて、一気に産業安全の考え方が時代背景となりました。

昭和13年に厚生省を設置、昭和17年には、雇入れ時の健康診断が義務付けされました。

同時に一年毎にツベルクリン検査の実施、陽性反応者には、レントゲン検査も義務付けられました。

昭和18年には、戦局の悪化の影響で、工場法をはじめとした労働者保護規程が一斉に機能停止となった結果、肺結核による死亡者は年間15万人へ増加しました。

昭和22年には、労働基準法が制定され、全国に334箇所の労働基準監督署が配置されました。あらたな国の体制で、労働者の保護・安全の確保・改善に取り組んで、企業の衛生管理業務を自らが行うことができる衛生管理者制度が導入され、一気に企業に浸透されました。

昭和25年には、第1回の全国労働衛生週間が開催され、労働衛生週間の理解度を上げるために、労働省が冊子を作成し、配布しました。第1回から第64回まで継続していることは大変有意義である」との挨拶を頂きました。

県央地域産業保健センター長（厚木医師会会長）笹生様より「昨年以来、衆・参議院の選挙で自民党が圧勝し、アベノミクス経済成長戦略など、このような景気回復情勢の中、中小規模事業所への過重労働等の産業保健に関する支援と健康診断の結果に基づく健康管理への支援、メンタルヘルス支援は、ますます重要になると考えます。

そこで、地域産業保健センターをご紹介します。厚生労働省から委託されている事業で、50名未満の事業主と従業員の方々の健康管理、労働衛生管理を無料で支援しています。相談内容は個人情報となりますので、プライバシーは守られます。

県央地域産業保健センターの受持範囲として、厚木市、愛川町、清川村、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市です。平成9年に発足し、今年で16年目になります。事業内容として、定期健康診断結果に基づく、有所見者への医師の面接指導、長時間労働者の脳・心臓疾患発症と健康障害防止のための保健指導としての医師面接、事業所の希望により、職場巡視、産業保健指導を医師が実施します。また、メンタルヘルス不調者の労働者に対し、医師面談の実施をしています。最後に産業医の選任を希望する事業所へ医師

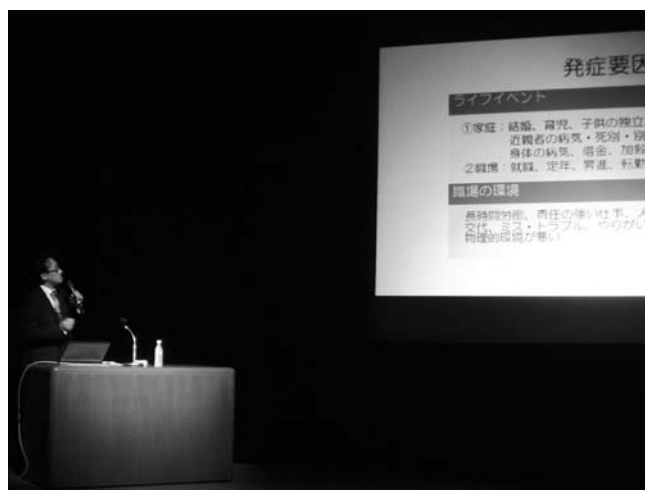
の紹介もしています」との挨拶を頂きました。

その後、陸運労災防止協会神奈川県支部 厚木分会 浅生会長より大会宣言が読み上げられ盛大な拍手で採択されました。

続いて、厚木労働基準監督署 星野安全衛生課長より、全国労働衛生週間実施要綱の説明を頂きました。

その他、神奈川県厚木保健福祉事務所 中西保健師より、生活習慣予防健康講座についての説明を頂きました。

第二部の特別講演では、大東文化大学大学院 予防医学教授 杉森裕樹先生をお招きし『メンタルヘルス対策の総論』と題して、ご講演を頂きました。



「うつ病は、職場でも発症するという深刻な問題となり、今や労災認定もあり得ることから、事業を営む上で大きなリスクとなる」との説明がありました。

うつ病の初期兆候の行動のサインとして【ケ・チ・ナ・ノ・ミ・ヤ】という有名な語呂合せの紹介があり「ケ」…欠勤 「チ」…遅刻 「ナ」…泣き言をいう 「ノ」…能率の低下 「ミ」…ミスが多い 「ヤ」…辞めたいです。

また、三つ【い】として「眠れない」「食べられない」「だるい」です。

是非、皆様の職場におけるメンタルヘルス不調の早期発見、早期治療にお役立て下さい。との指導を頂き、盛大な拍手で講演を終了しました。

最後に厚木管内ハイヤータクシー安全協力会福田会長より閉会の辞を頂き無事大会を終了しました。

（株東洋製作所 保木 浩章 記）

署からのお知らせ

最低賃金のお知らせ

厚木労働基準監督署

●最低賃金の件名 神奈川県最低賃金

効力発生日 平成 25 年 10 月 20 日（※効力発生日までは、現行の 849 円が適用されます。）

1 時間	8 6 8 円
------	---------

●適用

- ・神奈川県内の事業場で雇用されるすべての産業の労働者に適用されます。
- ・パートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。
- ・ただし、下欄の特定（産業別）最低賃金が適用される者は除きます。
- ・派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

●特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金については現在審議中ですが、現在の金額は次のとおりです。

最低賃金の件名	最低賃金額 1 時間	効力発生日
塗料製造業	8 7 7 円	平成 25 年 3 月 1 日
※鉄鋼業	8 6 4 円	
※非鉄金属製造業	8 4 9 円	
※ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、 建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	8 5 7 円	
※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	8 5 4 円	
※輸送用機械器具製造業	8 5 5 円	
※自動車小売業	8 4 9 円	

※印の業種については、平成 25 年 10 月 20 日以降、改定されるまでの間は、神奈川県最低賃金の時間額 868 円が適用されることになります。

時間額以外の賃金から最低賃金との比較計算をする場合、下記の賃金を除外したものが対象となります。

臨時に支払われる賃金（結婚手当金など）

- ・ 1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（残業手当など）
- ・ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日出勤手当など）
- ・ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜手当など）
- ・ 精皆勤手当
- ・ 通勤手当
- ・ 家族手当

署からのお知らせ

食品加工用機械を使用して作業を行う事業者、 及び食品加工用機械を製造する製造者の皆さまへ

厚木労働基準監督署

平成25年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されました。

食品加工用機械による休業4日以上死傷災害は、年間2,000件近く発生しており、他の産業機械による災害に比べて特に多い状況にあり、災害内容も身体部位の切断や挫滅（組織がつぶれること）により身体に障害が残る可能性のあるものが全体の1/4を占めています。

このような状況を踏まえ、機械の危険な部分への覆いの設置、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などが義務付けられました。

主な改正は以下のとおりです。

- ・食品加工用切断機又は食品加工用切削機（スライサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械）の刃の切断に必要な部分以外の部分
- ・食品加工用ロール機（製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延する機械）の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分
- ・食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき

には、覆い、囲い等を設けなければなりません。

- ・原材料を送給する場合で労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき
- ・原材料を取り出す場合で労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき
- ・機械から内容物を取り出すとき

は機械の運転を停止させ、又は労働者に用具等を使用させなければなりません。

- ・食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが90センチメートル以上の柵等を設けなければなりません。

機械の「調整の作業」を機械の運転停止義務の範囲に追加

機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則第107条の機械の運転停止義務の範囲に、機械のそうじ、給油、検査、修理の作業に加え「調整の作業」を行う場合も追加されました。



「同窓会」

ソニー(株)厚木テクノロジーセンター
加賀谷 努

我母校「太洋中学校」は、本厚木より南に12km、JR平塚駅の南側で、すぐ東に相模川、すぐ南を太平洋で囲まれた、自然豊かな街並みにある。



ちなみに小学校は「港小学校」、港から出港して太洋に船出する、まさに漁師町を絵に書いたような発想に、

いかなものかと子供心に思っていた。

古くからこの地域は「須賀」と呼ばれ、港は「須賀港」、人は「須賀のスットンキョウ」と呼ばれていた。

「スットンキョウ」を辞書で調べると「調子はずれなさま」となっているが、地元では「底抜けに明るく、せっかちだが、情け深い」江戸っ子と同じような意味と美化して解釈している。

そんなスットンキョウな仲間内での今年の新年会で同窓会の話になり「いつやるの？今でしょう！」と言った私がめでたく？総幹事を拝命し、ちょうど50歳での同窓会が開催に向け、動き始めた。

まずは、各クラスから男女1名ずつを緊急招集し

意思統一、その後、月2回のペースで「名簿づくり」「スケジュール」「企画」と童心に帰り奮闘した。みんな、目がキラキラしていた。特に昔の懐かしい場所を写真に撮って、あのころの歌に合わせてスクリーンに流す企画制作については、思い出の場所で記念撮影、思い出の曲を居酒屋で熱く語りながら、幹事メンバー全員で最高の物が出来たと喜んだ。そう、その時、既に我々は「あの日に帰って」いたのかもしれない。かくして平成25年6月22日に我々の同窓会は、無事開催された。

卒業後35年が経過しているが、みな当時の面影がどこかに残っており、分からない人は誰もいなかった。そして楽しい時間は、あっという間に過ぎ去っていったが、私の記憶は、最初の挨拶以降、すっかり消えていた。

結局、私の同窓会の思い出は、幹事メンバーと濃厚に過ごした準備期間であったが、なんだか今の仕事に良く似ているように思える。

10年後の還暦にまた、同窓会を開催する事になったようである。たぶん私は、また、幹事の一員となっているであろう。

「安全を先取りする人づくり・職場づくり」講演会

7月29日に厚木市勤労福祉センターにて

「officeゼロ」の菊地講師による「安全を先取りする人づくり職場づくり」の講演会が行われました。

講演は、安全配慮義務や労働災害のメカニズムなど、現場で管理・監督者が災害防止のためにやるべきことや、後半からより詳しく一步入り込んだ講演内容となりました。

中でも「“危険”の捉え方と表現の仕方」、「正しいKYTの使い方」は、捕らえ方によって危険な

状態と危険な行動がもたらす災害の予測と、対策が大きく変わる事が解りました。

応募人数を大きく上回る68名の参加者が耳を傾けた90分の講演は好評の内に終わりました。



(広報部会 記)



『唾液について』

アンリツ(株)
看護師 大内 由美

酸っぱい梅干しを思い浮かべると、口の中いっぱい
に唾液が出てくることを誰でも経験していると思いま
す。

身体にとってなくてはならないもののなのに、普段は
気にかけることのあまりない唾液について考えてみた
いと思います。

唾液は、耳下腺、顎下腺、舌下腺という3つの大き
な唾液腺と唇やほお、舌などの粘膜にたくさん存在す
る小さな唾液腺から1日あわせて1.0～1.5L分泌
され、人が健康を維持し快適な生活を送る為、様々な
役割を果たしています。

【唾液の役割】

- ① 抗菌作用（唾液に含まれるリゾチーム・ラクト
フェリンなどが細菌の増加を抑制する）
- ② 粘膜保護作用（口の中を湿らせ保護）
- ③ PH緩衝作用（急激なPHの変化を防御）
- ④ 歯の再石灰化（歯にカルシウム・リン・などの
ミネラル分を補助）
- ⑤ 消化作用（唾液アミラーゼの働きにより、デン
ブンを分解）

⑥ 自浄作用（唾液の水分によって、口腔粘膜や歯
の表面についた汚れの洗浄）

⑦ 潤滑作用（咀嚼や嚥下時の潤滑材）

唾液の分泌は、加齢や薬剤の副作用のほかに、口呼
吸やストレス、緊張、疲れなど日常生活の変化に影響
を受けやすいことがわかっています。

唾液の分泌量が減少すると、口の中の状態が悪化して
しまい、口臭や虫歯、歯周病、味覚障害、口角炎など
の症状が現れることがあるので注意が必要です。

唾液の分泌を促すためには、こまめな水分補給やよ
く噛んで食べる、舌先で舌の付け根あたりを刺激して
みる、耳の下からあごにかけて唾液腺のある場所を軽
くマッサージするなどが有効です。また、副交感神経
がはたらくと分泌がふえるので緊張を和らげリラック
スすることも大切です。

唾液の減少から、かくれた病気のサインが見つかる
こともあるので、口の中の状態や不快な症状をチェッ
クして全身の健康管理につなげましょう。

不快な症状が続いてお困りの方は、歯科や口腔外科、
ドライマウス外来などで診てもらおうとよいでしょう。

出張講習お受けします！

当厚木支部では、外部の講習会に出向くことが難しい方や、社内で教育講習を検
討されている会員事業場様向けに出張講習会をお受けしております。

休日や夜間の講習会、講習料等お気軽にご相談下さい。

問合せ先

（公社）神奈川労務安全衛生協会 厚木支部

電話 046-228-6660・FAX 046-228-9541

E-mail: info@arkk-kanagawa.com

平塚支部・小田原支部開催 講習会のご案内

平塚支部 <http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/hiratsuka/index.html>
(TEL.0463-74-6401/FAX.0463-74-6402)

開催日	講習会名	会場
11 月 6・10 日	ガス溶接技能講習	支部教室・日産車体研修センター
11 月 8 日	管理者向け R A 講習 (Ⅱ)	支部教室
11 月 14・15 日	事業内メンタルヘルス推進担当者養成講習	支部教室
11 月 18・19・24 日	玉掛け技能講習	支部教室・横浜ゴム
11 月 20 日	メンタルヘルス基礎講座 (1/3)	支部教室
11 月 26 日	K Y T (入門) Ⅲ	支部教室
11 月 28・29 日	職長安全衛生教育 (Ⅳ)	支部教室 満席
12 月 3 日	安全管理者選任時研修 (Ⅴ)	支部教室
12 月 6 日	K Y T (交通) I	支部教室
12 月 10 日	粉じん特別教育	支部教室
12 月 12 日	人事労務基礎講座 (4/5)	支部教室
12 月 20 日	メンタルヘルス基礎講座 (2/3)	支部教室

小田原支部 <http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/odawara/index.html>
(TEL.0465-24-1753/FAX.0465-24-5820)

開催日	講習会名	会場
11 月 6 日	有機溶剤業務従事者労働衛生教育	小田原市民会館第 3 会議室
11 月 11・12 日	職長安全衛生教育	小田原箱根商工会議所大ホール
11 月 19 日	リスクアセスメント研修会	小田原箱根商工会議所 B ホール
11 月 26 日	玉掛け特別教育	小田原市民会館第 3 会議室
11 月 28 日	粉じん特別教育	小田原市民会館第 3 会議室
12 月 3 日	労務管理講習会	小田原箱根商工会議所 B ホール
12 月 11 日	アーク溶接等の業務に係わる特別教育	小田原箱根商工会議所 B ホール

※受講にあたっては厚木支部会員の皆様は、平塚・小田原支部会員価格で受講できます。

お申込みにつきましては、平塚・小田原支部へ直接お申し込みください。



レトロなガス灯

今回の「ディスカバリーあつぎ」は厚木市に設置されているガス灯をご紹介します。



厚木中央公園西側ガス灯の風景

調べみるとガス灯発祥の地は、1872年10月31日（明治5年）に神奈川県労働安全衛生協会の本部がある横浜の馬車道から本町通りの間に設置され点灯しました。

その明るさは15ワット程度のものだったと言われているのですが、夜の街が真っ暗だった時代のこと、ガス灯の明るさに人々は驚き、見物人が絶えず、文明開化の象徴と呼ばれたそうです。

ガス灯が厚木中央公園と相模大橋に設置してあるということで、土曜日の午後、ウォーキングもかねて本厚木駅から中央公園、そして相模大橋へとガス灯めぐりをスタートしました。

まず厚木中央公園を目指します。

バス通りに面した公園西側の憩いの広場に比較的新しいタイプのガス灯が4基設置してありました。

ガス灯の発光仕組みは、ガス式ランタンをご存知の方には馴染みの方式だそうで一度燃焼して灰化したマントル（木綿などの糸で編んだ網袋に発光液を染み込ませたもの）にガスの炎を当てると発光する仕組みになっているそうです。

余談ですが厚木中央公園の憩いの広場には池を囲むように大きな球形のオブジェ（合わせて28個）が並んでいます。このオブジェは噴水となっており、上部から水が湧き出し表面をつたいます。涼を感じられました。

そして相模川を渡る相模大橋を目指します。ゆっくり歩くこと15分程度 歩道沿いに3基ありました。こちらでも、灰化ガスマントル式を導入しています。

ガス灯は厚木市のシンボル、とまでにはなっていませんが、オレンジ色の温かな光が街の景観を照らし、文明開化の時代へと、見る人をいざなってくれるのではないのでしょうか。

モダンで味のあるガス灯がレトロな気分させてくれます。

（大和プレス(株) 田邊 淳一 記）

支部からのお知らせ

今後の支部行事予定

- 11月13日（水） 神奈川県労働安全衛生大会
- 11月20日（水）・21日（木） 安全管理者選任時研修
- 11月29日（金） 労務管理講座
- 12月 3日（火）・4日（水） 衛生管理者受験準備講習会
- 12月 5日（木） 階層別危険予知訓練（KYT）講習会
- 12月 6日（金） 職場安全衛生功労者表彰・年末情報交換会
- 12月17日（火） 階層別危険予知訓練（KYT）講習会
- 12月20日（金） 階層別危険予知訓練（KYT）講習会

※支部年末年始休暇のお知らせ

12月28日（土）～1月3日（金） 1月6日（月）より通常業務